

千葉県における令和2年度県内処理加工施設で加工される

野生鳥獣肉の放射性物質検査について

令和2年3月31日

千葉県農林水産部農地・農村振興課

令和2年3月23日付け「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」及び平成25年3月27日付け24関生産第1696号「食用に供する野生鳥獣の肉の放射性物質検査の実施について」に基づき、県内の処理加工施設で加工され販売等食用に供される野生鳥獣の肉の安全性を確認し、円滑な販売等に資するため、放射性物質のモニタリング検査を実施する。

1 イノシシ肉

(1) 出荷制限

イノシシ肉については、平成24年11月5日付けで、原子力災害対策本部長から全県を対象とする出荷制限の指示がなされている。

(2) 出荷制限の一部解除

平成25年1月18日付けで4施設（鴨川市を除く）の一部解除の指示があり、さらに、平成25年7月19日付けで鴨川市、平成30年2月5日付けで君津市の施設についても追加が認められ、県の「出荷・検査方針」に基づき管理されている処理加工施設で処理されたイノシシ肉のみが出荷可能となっているが、それ以外のものについては、引き続き出荷を差し控えることとなっている。

(3) 出荷・検査方針の見直し

従来の方針では、イノシシを捕獲した者は、施設所在の市町職員と施設職員の2名の立ち会いの下で、止め刺しや施設への持ち込みを行なわなければならないが、この仕組みが煩雑なため処理加工数が少ない状態が続いていた。そこで県では、安全・安心を確保しつつイノシシ肉の流通を促進し、市町職員等の捕獲現場での立ち会いを無くす等、煩雑な仕組みを改善するため農林水産省及び厚生労働省と協議を続けており、この度、両省の了解を得て出荷・検査方針を見直し、平成29年2月5日から適用している。

(4) 出荷制限が解除されている県内処理加工施設

8施設（茂原市1施設、大多喜町1施設、勝浦市1施設、鴨川市1施設、木更津市1施設、君津市3施設）

2 シカ肉

(1) 検査対象施設

8施設（茂原市1施設、大多喜町1施設、勝浦市1施設、鴨川市1施設、木更津市1施設、君津市3施設）

(2) 検査頻度及び検体数

検査対象施設ごとに四半期に1検体